

肝付町立学校における

教育職員の働き方改革 取組指針

～承継創造による教職員のウェルビーイングの向上を目指して～

1 はじめに

本町では、教育の理念「承継創造」（先人から学びを引き継ぎ、新しい価値を創り出す）のもと、肝付町の歴史・文化・自然・記憶などを未来に紡ぎ、変革の時代をリードする人材を育てる教育を進めています。その実現に向け、直接の担い手となる教育職員は子どもたちの成長に大きな影響を与え、子どもたちの心に残る大切な存在です。一方、子どもたちの抱える課題の複雑化、保護者や地域からの期待の高まりなどにより、学校や教育職員の負担は増大しています。このような状況を背景に、本町では、町立学校と連携しながら働きやすい職場環境づくりや業務負担の軽減に努め、町全体としては超過勤務時間が減少している一方で、依然として正規の勤務時間以外の在校時間が長時間になる管理職・教育職員がいるなど、働き方改革を推進していく必要があります。

働き方改革により、教育職員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深める時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものです。そこで、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し教育職員の「心と体の健康」に資する職場となるよう、教育委員会や教育職員をはじめ、地域・家庭が連携協働し、実効性のある働き方改革を推進してまいります。

2 本町の現状と課題

○ 教職員の現状

(1) 超過勤務時間（平均割合％）

小学校	令和6年度	中学校	令和6年度
45時間未満	86.2	45時間未満	81.3
45時間以上～60時間未満	5.8	45時間以上～60時間未満	11.0
60時間以上～80時間未満	6.0	60時間以上～80時間未満	5.0
80時間以上～100時間以下	0.5	80時間以上～100時間以下	2.5
100時間超	0.0	100時間超	0.2

(2) 年次有給休暇の取得（年間平均取得）

小学校	12.9日
中学校	13.6日

○ 学校訪問などにおける聞き取り

- (1) 80時間超の割合が大幅に減少している。特に教頭の働き方改革は進んでいるが、依然課題がある。
- (2) 部活動の大会で勝ち上がるなどすると、週休日の部活動指導時間で超過勤務になりやすい傾向がある。
- (3) 教育職員の育児休暇・病休等があり代替が入らない期間があると超過勤務になりやすい傾向がある。
- (4) 教育職員が大幅に入れ替わると超過勤務になりやすい傾向がある。

このような現状から、本町の働き方改革では、子どもたちのより良い教育の実現に向け、教育職員が児童生徒とゆとりをもって対話したり、同僚や管理職と前向きに情報交換をしたりする時間やより良い授業実践に向けて教材研究をしたりする時間を確保していくことが重要です。また、地域や家庭との連携協力するなどの時間を生み出すことも必要と考えます。

本町では、学校が教育職員にとって「働きやすさ」と「働きがい」を感じ「心と体の健康」を確保した職場となるよう、教育委員会や教育職員をはじめ、地域・家庭が連携協働し、実効性のある働き方改革を推進してまいります。

3 基本的な方針

学校における働き方改革は、「教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるようにする」ことです。そのため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たな計画を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものです。

(1) 働き方改革の性格

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るため必要な事項を定めるものです。

(2) 目標とする姿、重視する視点、取組及び期間

【目標】

教育職員の1年間における1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度にします

【目指す姿】

教育職員一人一人が、「変わってきた」ことを実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

○改革を自分事に

ワークライフバランスを意識した働き方改革を追求し、教育職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長（創造）

○自走するチーム

未来に繋がる教育活動の実現（承継）を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームの構築

○地域との協働

教育活動に、地域・保護者の参画とバランスある分担の実現

【取組期間】

令和8年度から令和11年度までの4年間とし、教育委員会、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成（当面、1箇月時間外在校等時間が45時間以内の割合を100%にする）に向けて全力で取り組みます。対象期間の途中でも必要な見直しを行うとともに、対象期間の延長についても柔軟に考えていきます。

（3）教育委員会及び学校の役割

① 町教育委員会の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間の目標に基づき、適切に指導します。
- ・ 学校における働き方改革を進めるために、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- ・ 取組期間の毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を行います。
- ・ 教育職員の1箇月時間外在校等時間が目標を超える学校（当面、1箇月時間外在校等時間が45時間）に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について検証を行います。

② 学校の役割

- ・ 校長は、学校経営方針や重点目標等に働き方改革を位置付け、全教育職員の共通理解の下、勤務時間を意識した働き方を進め、一人一人の意識改革を促進します。
- ・ 校長は、「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）や本指針等を参考にし、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

（4）取組の検証・改善

町教育委員会及び学校は、毎年度、取組の実施状況について検証を行い、町総合教育会議に報告するとともに、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて本取組の見直しを行います。

（5）保護者や地域住民への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという、学校における働き方改革の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが大切です。このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価等に位置付けるとともに、学校評議員会等において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑な学校運営を行うように努めます。

（6）学校・教育職員が担う業務の適正化の推進

町教育委員会、学校は、「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）を踏まえ、必要性が低下し慣習的に位置付けられている業務については、業務の優先順位を付ける中で廃止することや、学校内において適切に連携・分担することができるよう、関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めます。また、業務の適正化の推進にあたっては、「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）の実効性を確保するために、「学校における働き方改革の推進に係る調査研究」の実践例なども参考に、教育委員会、学校のそれぞれの役割を果たしながら、取組を進めます。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、現状に応じて優先順位を決め、以下の内容を重点事項として取り組みます。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務（3分類5関係）

ア ガイドライン作成

「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」について、R8年度は、【（仮称）学校・保護者共通ガイドライン】子どもの学びのために～よりよい学校運営とレポート構築～を作成します。

イ 町P連、外指連等における周知・啓発

上記アのガイドラインについて、令和8年度は、周知・啓発を促進します。

ウ 首長部局との連携

上記アのガイドラインについて、令和8年度は、首長部局とも連携して直接苦情等に対応できるように、学校が町雇用の弁護士を活用できる環境整備を検討します。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務（3分類8関係）

ア GIGAスクール構想2ndで導入された端末への対応

「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」について【（仮称）ICT環境簡易マニュアルの作成と役割分担】を作成し、各校に明示します。

令和8年度は、簡易マニュアル（「再起動で直る不具合」「ランプの色でわかる異常」など）を作成し、機器トラブルの9割を占める簡易な事象への対処法をA4一枚程度にまとめ、全教職員に配布する。また、対応者の明確化をはかり、各校のICT担当教員と事務職員の日常的な保守・管理における役割（例：消耗品補充、簡易トラブル対応）、町教委担当の役割を明確に定め、校内外での負担を整理します。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務（3分類16・19関係）

ア 共同調達を活用した校務支援ソフト等の活用

「学習評価や成績処理」について、令和8年度は、県下統一基準となる校務支援ソフトを導入を検討することで、異動時や新年度当初、学期末、年度末などの業務処理に関する負担感を軽減することに努めます。

イ AIドリルの全学年導入

「学習評価や成績処理」について、令和8年度は、AIドリル「Qubena」を全学年に導入することで、(ア)個別最適な学び、(イ)定着のためのプリント教材の準備等の時間軽減、(ウ)保護者からの教材費集金業務等の軽減等を図ります。

ウ 特別支援教育の充実

「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」について、令和8年度は、教育ソフト学び教材「LITALICO」をトライアルで支援を要する児童生徒が多く在籍する高山小学校・高山中学校に導入します。これにより、(ア)個々に違う実態を把握するための丁寧なアセスメント、(イ)個の実態に応じて教材を準備する時間の軽減、(ウ)作成に時間を要する個別の指導計画等の軽減を図ります。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を実情に応じて重点的に推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

① 適切な教育課程の編成・実施

- 各学校の教育課程編成において、標準授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階において、真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直します。

- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ② 学校行事の精選・重点化
 - ・ それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を進めます。
 - ・ 学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、働き方改革の必要と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校評議員会等を通じて共通理解を図ります。
 - ・ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされていた活動について、目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、当該教科等の授業時数に含めます。
- ③ 適正な勤務時間の管理等
 - ・ 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定をします。
 - ・ 校長は、休憩時間に諸会議を開催しないなど、休憩時間を適切に確保することができるように取り組みます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組みます。

- ① 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
 - ・ 教育委員会が、教育職員の業務量管理・健康・福祉の確保を図るための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定・実施・公表し、総合教育会議に報告します。
- ② 各学校の労働安全衛生推進委員会の月1回以上の開催を推進します。
- ③ 時間外在校等時間の管理
 - ・ 原則として月45時間、年360時間を上限とし、その範囲内で業務が行えるよう適切な管理を行います。
 - ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。
- ④ 健康確保のための措置
 - ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、集団分析の結果等も活用し「働きやすさ」「働きがい」の意識の変化を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
 - ・ 始業から終業までの間に、一定時間以上の継続した準備等の時間（インターバル）確保に取り組みます。
 - ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
 - ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進します。また、夏季休業期間中に土日も含む7日間の一斉閉校期間の設定を行います。

5 今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、町内学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、必要に応じて町HPで公表します。
- 学校での児童生徒等の支援（支援員等）に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関・医療機関等とともに取り組みます。
- 教育委員会において、各学校の労働安全衛生推進委員会報告書や管理職・教育職員からの聞き取り等から状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り・指導などを行います。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会等の協議を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を行います。

令和8（2026）年4月1日施行